

草地造成の現状と

その問題点(完)

農林省畜産局自給飼料課

上野 義人

3. 草地造成とその長期計画

昭和40年に定められた土地改良長期計画(昭41・3閣議決定)によれば、草地は40~49年の10カ年間に40万 ha (39年までの面積を加えると52万3千 ha となる。)造成することとしており、現在もなおこの計画に沿って実施されている。

しかし、その後、農産物に対する需要動向に即応して、52年を目標年次(基準年次・41年)とする「農産物の需要と生産の長期見通し」(昭43・11・閣議決定)が公表された。この見通しでは、近年の畜産物需要の増大を反映して52年における乳牛の頭数は294万頭(41年の2.2倍)、肉牛は259万頭(1.6倍)、豚は1,495万頭(2.9倍)、卵用鶏176百万羽(1.5倍)、ブロイラー100百万羽(4.6倍)と、家畜飼養頭数は他の作目に比べて著しい伸びが見込まれている。

これに伴って、必要とする飼料需要量も2,878万トン(TDN)となり、このうち大部分が乳牛、肉牛仕向けとなる粗飼料についても、現在低位にあるその自給率を、乳牛にあっては75%(全量良質粗飼料)、肉牛は80%(良質粗飼料45%)まで引き上げることとして、826万トン(TDN)が必要とされている。

この粗飼料需要に対して、52年における必要草

地面積は、61.1万haと見込まれている(第10表)が、土地改良長期計画では、49年までに52.3万haを造成することとしているから、52年までにさらに8.8万haが増加する計算となる。

第10表 長期見通しにおける粗飼料生産量

		41年		52年	
良質粗飼料	作付面積	草地牧草 耕地飼料作物	155千ha 525 〆	611千ha 896 〆	
	ha当り収量	草地牧草 耕地飼料作物	38.5トン 34.6 〆	42.5トン 52.0 〆	
	生産量	草地牧草 耕地飼料作物 計①	千トン 5,968 (716) 18,165 (2,271) (2,987)	千トン 25,968 (2,908) 46,592 (5,358) (8,266)	
	TDN率	草地牧草 耕地飼料作物	12.0% 12.0 〆	11.2% 11.5 〆	
低質粗飼料(野草、農場残さい物)②			千トン (2,979)	千トン (2,375)	
計 ① + ②			千トン (5,966)	千トン (10,641)	

注) 前同、()内は、TDN量。

以上からすれば、40年以降毎年約3.7万 haの草地造成が必要となるわけであるが、今日までの実績では、当初の実施体制の不備、制度内容の不徹底、さらに最近では用地取得、事業者の資金対策等の問題もあり、計画を下回る結果となっている。

あたかも、米の生産調整に伴う、他作物への転換対策の一環として、転換水田に対する飼料作物の作付計画(46年以降5カ年で20万ha、うち46年は4.5万 ha)が樹立され、これを積極的に推進することとなった。このため、今後における粗飼料生産事情は、その量においても、地域的分布においても大幅な変化が予想される。

農林省が、今後の農業生産を長期的観点から誘導するガイドポストとして、45年12月に公表した「農業生産の地域指標」(俗に地域分担)によれば、52年における草地面積は51.4万 ha(耕地飼

料作物面積は97.6万ha)で、地域的には、北海道(27.6万ha)、東北(10.5万ha)、九州(5.1万ha)の遠隔農業地帯に84.4%が集中し、大都市近郊農業地帯(南関東、東海、近畿臨海)では僅かに2.2%(1.1 ha)と少なく、中間農業地帯(以上の両地帯を除く地帯)では13.4%(6.8万 ha)の分布となっている。今後の草地造成は、地域分担による計画に沿って進めることが、最も妥当なものと考えられる。

第9表 昭和52年における家畜飼育目標とこれに要する飼料需要量

	昭和52年 飼養頭数	1頭当り 年間 飼養 頭数	飼料需要量 (TDN換算)		粗飼料給与率			粗飼料需要量 (TDN換算)			
			kg	千トン	%	%	%	千トン	千トン	千トン	
乳牛	3,056	—	2,438.8	7,453	100	75	0	75	5,590	—	5,590
肉用牛	2,677	—	1,867.4	4,999	100	45	35	80	2,249	1,750	3,999
豚	16,389	—	519.2	8,354	100	2	3	5	167	251	418
鶏	322,535	—	22.0	7,103	100	0	2	2	—	142	142
その他家畜計	—	—	—	310	100	30	60	90	93	186	279
口ス2%算				28,219					8,099	2,329	10,428
加				28,783					8,261	2,375	10,636

注) 1. 「農産物の需要と生産の長期見通し」(昭43.11閣議決定)作成資料による
2. 飼養頭数は年間の頭羽数

4. 草地改良事業推進上の問題点

以上、述べてきたように、今後なお造成すべき草地面積は、地域分担の計画面積51.1万 ha をとってみれば、45年から52年までの8カ年間に約26万ha、年間約3.3万haが必要となる。

最後に今後計画的に草地の造成を進めてゆく上で、解決を要する問題点を述べてみたい。

(1) 用地問題 現在、草地造成を計画するに当り、市町村、農協あるいは酪農家等が等しく口にするには、「用地がない」ということである。

本当に用地がないのであろうか。いささか古い土地改良長期計画樹立に先立って実施された、草地改良可能地調査(39年3月)によれば(第11表)、その面積は85.2万 ha、うち純粹に草地にできる面積は72万haで、それも北海道、東北、中四国九州に偏在する結果となっている。

また、その所有別割合は、個人有が最も多く、35%、国有林24%、公有林16%がこれに次ぎ、この3者で全体の3/4を占めている。この数字からみる限り、用地問題は解決できそうであるが、実際は、入会権や所有権等の権利調整が困難なため、土地はあっても、有効に活用できないという問題が生じるわけである。

さいわい、45年の農地法改正により、草地利用権制度が設定された。これは、市町村や農協が、その住民等の共同利用のために草地を開発しようとする場合、土地所有者と利用者間の円満な権利調整を図らんとするものである。

(2) 奥地化の問題 草地の造成が年々進むにつれて、今後開発される土地は、次第に条件の悪

い奥地に移る傾向にある。このことは、必然的に道路や、電気、雑用水施設の工事の延長が長くなり、事業費の高騰を招く結果となる。

地形的には、傾斜地が多く(特に内地)、造成草地の機械力による管理が困難であること、公共草地等にあつては、不便な生活環境のため、適当な牧場管理技術者が得がたいこと等の悩みがある。

(3) 地域偏在の問題 上記地域分担によれば、50年における乳牛と肉牛の飼養頭数は、それぞれ289.2万頭と262.6万頭で、地域的には遠隔地帯に、57%、69%と集中がみられる。

このうち粗飼料供給を造成草地に依存する度合いの高い乳牛にあつては、なお大都市近部、中間農業地帯に約43%が分布するのに対して、草地面積は16%に過ぎず、当然、飼料の需給にアンバランスが生じることが予想される。

この対策の一つには広域育成一北海道、東北等

第12表 地域分担における草地面積と乳牛・肉牛の飼養頭数

農業地帯 区 分	44年			52年			52年のシェア			
	草地 面積	乳牛 頭数	肉牛 頭数	草地 面積	乳牛 頭数	肉牛 頭数	草地	乳牛	肉牛	
大都市近郊	千ha 9	千頭 384	千頭 174	千ha 11	千頭 548	千頭 174	% 2.2	% 18.9	% 6.6	
中 間	36	460	584	68	708	631	13.4	24.5	24.1	
遠 隔	北 海 道	120	435	38	276	982	131	54.0	34.0	5.0
	東 北	40	235	297	105	407	563	20.5	14.1	21.4
	北 九 州	16	149	702	51	247	1,172	9.9	8.5	42.9
計	176	819	1,037	432	1,636	1,821	84.4	56.6	69.3	
全 国	221	1,663	1,795	511	2,892	2,626	100.0	100.0	100.0	

注) 1. 農業生産の地域指標(昭45.12)の参考附表より作成。
2. 九州は、北九州、南九州の合計。

第11表 草地改良可能地面積

区 分	草 地	牧野樹林等	計
	千ha	千ha	千ha (%)
北 海 道	429.2	194.2	523.4 (61)
東 北	114.1	13.1	127.2 (15)
東 陸	47.2	7.1	54.3 (6)
北 海	21.3	0.9	22.2 (3)
東 海	13.2	0.9	14.1 (2)
近 畿	10.2	0.8	11.0 (1)
中 四	46.9	1.3	48.2 (6)
国 州	42.2	9.1	51.3 (6)
内 地 計	295.0	33.3	328.3 (39)
全 国 計	724.2	127.5	851.7 (100)

注) 1. 土地改良総合計画調査(昭38-39)による。
2. ()内は全国に対する比率。

の育成牧場で仔牛を育成し、これを都市近郊等の酪農家に供給する一の体系化を進めること。また一つには、粗飼料の流通が考えられる。

特殊な例(競走馬用等)を除いて、わが国では粗飼料の流通はあまり行なわれていないが、43年頃から、ヘイキューブが輸入(毎年約2万トン)されるようになり、急に関心が高まってきた。

また、米の生産調整が進めば、飼料作物への転換は、無畜農家にも浸透し、必然的に粗飼料の商品としての流通が必要となつてこよう。

(4) その他の諸問題 以上のほか、造成された草地、特に公共育成牧場等にあつては、大規模な家畜放牧飼養管理技術の確立、管理技術者の養成、放牧衛生等、今後の解決にまつ問題も多い。